



「住居確保給付金申請」の対象者

次の 4 つにあてはまる方は、住居確保給付金の受給資格を満たす可能性が高いため、各区役所内にある相談窓口に相談してください。

- 1.離職や廃業をした日から 2 年以内、またはやむを得ない休業等により、収入を得る機会が減少していますか？
- 2.資産が一定額以内（「3 資産額」を参照）かつ、収入基準額（「4 収入基準額」を参照）を超える収入は得ていませんか？
- 3.離職や収入減少等の時点で、家計を最も支えている立場でしたか？
- 4.住居確保給付金の給付を受ける間、求職活動をする予定がありますか？

※「個人の責や都合による離職等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方」につきましては、現在の職業を離職、廃業していただく必要まではありません。収入減少の長期化に備え、ダブルワークや副業も視野に入れていただくという趣旨です。